

## 犬山市森林整備地域活動支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の実情に応じた持続的な森林の整備及びその意識の向上並びに健全な森林の育成に資するため、市内の森林の維持管理及び普及、啓発等（以下「森林整備等」という。）に要する費用について交付する犬山市森林整備地域活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で活動する団体又は法人（以下「団体等」という。）
- (2) 第6条の申請の日の属する年度に補助金の交付決定を受けていない者

### (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、健全な森林の育成に資すると認める森林整備等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 単に団体等の運営経費に充当されると認められる事業
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業
- (3) 第6条の申請の日の属する年度の末日までに完了しない事業
- (4) 補助金以外の補助、助成、委託等を市から受けている事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金に係る規則第4条の申請は、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 実施計画書(様式第2)
- (2) 収支予算書(様式第3)
- (3) 規約、会則等補助対象者の運営状況等を明らかにする資料
- (4) 補助対象者の構成員の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 補助金に係る規則第5条第1項の通知は、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第4)によるものとする。

(計画変更)

第8条 補助金に係る規則第10条第1項の申請は、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金事業変更等承認申請書(様式第5)に必要な書類を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金交付決定変更等通知書(様式第6)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金に係る規則第11条の報告は、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金実績報告書(様式第7)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 収支決算書(様式第8)

- (2) 第7条の交付決定通知書及び第8条第2項の交付決定変更通知書の写し
  - (3) 委託等による成果物がある場合は、その写し
  - (4) 補助対象経費に係る支払いが完了したことを明らかにする書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- (額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及び当該決定に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第9）により当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助金に係る規則第12条第3項の請求は、犬山市森林整備地域活動支援事業補助金交付請求書（様式第10）によるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具等の財産を市長の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当の期間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

科目	経費の内容
報償費	講師への謝礼、調査研究等に係る有識者への報償費等
旅費	交通費（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した額）、宿泊費（犬山市旅費支給条例（昭和29年条例第12号）で定める額を上限とする。）等
需用費	機械、器具、資材、書籍等の購入費、材料費、消耗品費等
委託料	測量等専門的な作業に係る部分的な委託料
役務費	通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両、機械等の賃借料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考 この表に掲げる需用費のうち、機械及び器具に係るものについては、森林整備等の継続的な実施のため必要と認められるものに限る。